

改正刑法草案（昭和49年5月29日法制審議会決定）〔抜粋〕

（強姦）

第296条 暴行又は脅迫を用いて、女子を姦淫した者は、2年以上の有期懲役に処する。

- 2 女子が精神の障害その他の理由により抗拒不能の状態にあるのを利用し、又は女子を抗拒不能の状態に陥れて、これを姦淫した者も、前項と同じである。

（強制わいせつ）

第297条 暴行又は脅迫を用いて、人にわいせつの行為をした者は、6月以上7年以下の懲役に処する。

- 2 人が精神の障害その他の理由により抗拒不能の状態にあるのを利用し、又は人を抗拒不能の状態に陥れて、これにわいせつの行為をした者も、前項と同じである。

（幼年者の姦淫・わいせつ）

第298条 14歳未満の女子を姦淫した者は、2年以上の有期懲役に処する。

- 2 14歳未満の者にわいせつの行為をした者は、6月以上7年以下の懲役に処する。

（未遂）

第299条 前3条の罪の未遂犯は、これを罰する。

（強姦・強制わいせつ致死傷）

第300条 前4条の罪を犯し、その結果、人を傷害した者は、3年以上の有期懲役に処する。人を死亡させたときは、無期又は5年以上の懲役に処する。

（被保護者の姦淫）

第301条 身分、雇用、業務その他の関係に基づき自己が保護し又は監督する18歳未満の女子に対し、偽計又は威力を用いて、これを姦淫した者は、5年以下の懲役に処する。

- 2 精神障害の状態にある女子を保護し又は監督する者が、その地位を利用して、その女子を姦淫したときも、前項と同じである。

（告訴）

第302条 第296条から第299条まで及び前条の罪は、告訴を待つて論ずる。但し、2人以上の者が現場において共同して犯した第296条から第299条までの罪については、この限りでない。